

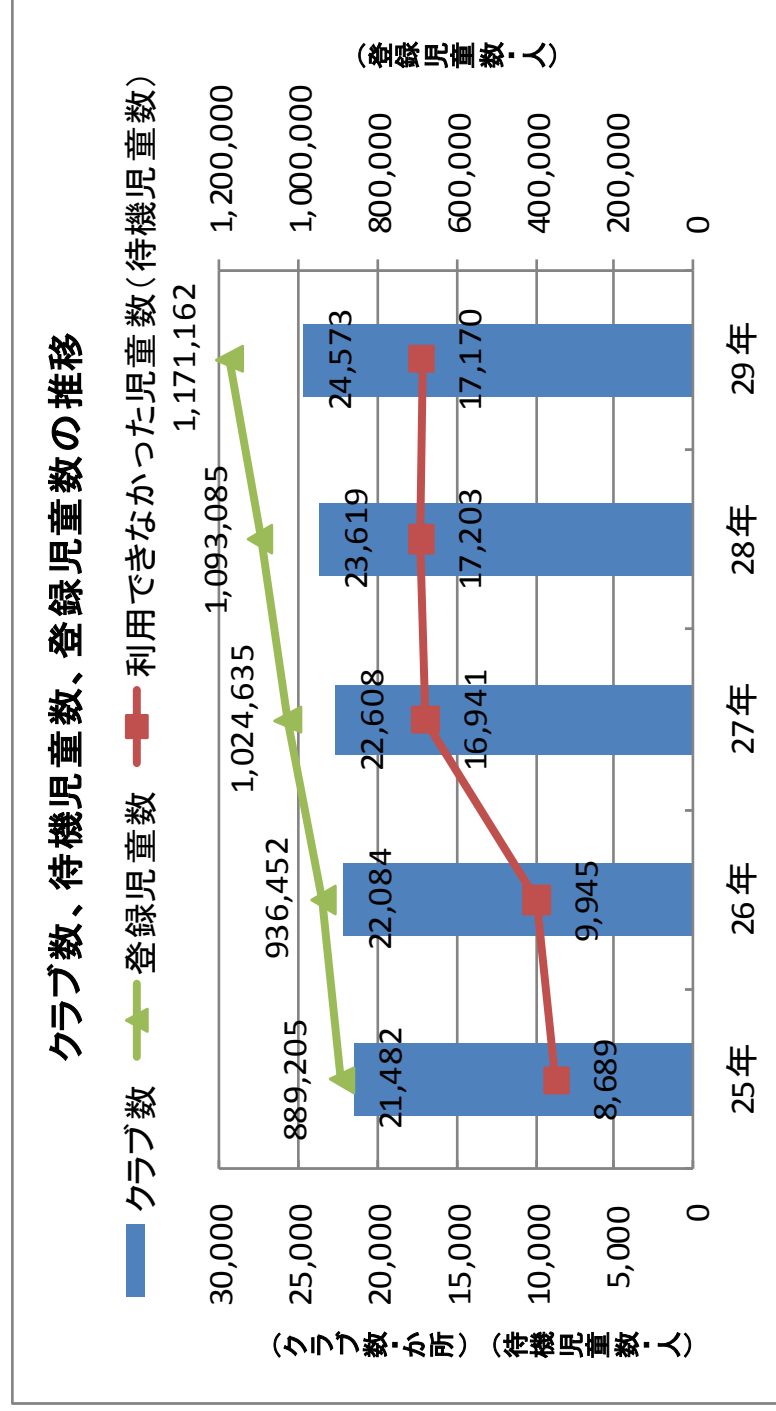
放課後児童クラブの現状と課題

～放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の見直しについて～

平成 30年 5月 11日
高知県知事 尾崎 正直

1 現状

- (1) 全国的には女性の社会進出等により放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっており、平成29年には全国で78,000人余りの児童を新たに受け入れる一方、17,000人余りの待機児童がさらに発生。受け皿拡大は緊急の課題。
受け皿拡大に必要な施設整備は国が積極的に推進しているが、必要な人材の確保が極めて困難な状況。



・登録児童数

1,171,162人
【前年比 78,077人増】

・利用できなかった児童数
(待機児童数)

17,170人
【前年: 17,203人】

厚生労働省健康推進室「平成29年(2017年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施状況」より

- (2) 人材確保が急がれる中、人口減少の進む中山間地域を中心に、人手不足で、有資格の運営のネックとなる状況。

2

「従うべき基準」であることにより生じている問題

→ 全国一律の「従うべき基準」があることにより、放課後児童支援員の確保に支障をきたしている！

支障事例（地方六団体による全国調査等^(※)の結果）

資格要件に関する意見

全国で396市区町村（23.7%）が、経過措置期間内の研修受講を困難と判断。無資格となる支援員が多数発生する可能性がある。

- 放課後児童クラブの需要が年々増加しており、長時間開所を求めると、経過措置期間内に、研修を受講した支援員を配置することが難しい。（A市）
- 人材の確保が極めて困難。特に、高齢化の進んだ中山間地域において、放課後児童クラブの設置案があっても人材確保の面で頓挫してしまう。（開設時に支援員として配置できる要件を備えた人がいない）（B市）
- 補助員が認定資格研修を受けたくても、不在時の代替職員が確保しがたく苦慮している。（高知県C市）

配置要件に関する意見

全国の小規模のクラブを実施している市区町村の約8割（78.1%）が、人員配置に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化を望んでいる。

- 過疎地域であり潜在する労働力がないため、人材の確保ができず、放課後児童クラブを実施することができなくなったケースがある。（D県）
- 利用者が少数の中山間地域において放課後児童クラブを継続していきたいが、現行制度では人材の確保が難しい。（E市）
- 利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。（D県）
- 中山間地域で人材が不足している。同一市町村内だが、通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保しないとけない状況。（高知県F町）

^(※) 地方自治確立対策協議会（地方六団体）「来年度の提案募集に向けた支障事例の調査」（平成28年12月実施）、高知県「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にかける市町村ヒアリング調査」（平成30年4月実施）等より

◎ 規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況

3

「参酌すべき基準」で十分な理由

- 「従うべき基準」により目指すものは、放課後児童クラブの「安全性」と「質」の確保と史料。
- 実施主体である地方においてこそ、その重要性は十分に認識。
- 「安全性」と「質」を確保する手段は、**現行の「従うべき基準」に定められた全国一律の基準のみにとどまるものではない。地域の実態に合わせた対応を許容すべき。**

従うべき基準に関する国の見解

本提案に係る第1次回答 ※抜粋

- ・子ども子育て支援新制度においては、放課後児童クラブに関し、量の拡充のみならず質の確保も進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識
- ・放課後児童支援員の員数は、少なくとも、**子どもの安全性の確保から不可欠**であり、また、研修の実施は、**昨今の子どもを巡る課題を把握**すること、さらに**一定のレベルを備えた支援員を養成**することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。

同第2次回答 ※抜粋

現行の「従うべき基準」は、**子どもの安全性の確保**など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものと



従うべき基準

人員配置基準

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする

人員資格基準

放課後児童支援員は、次の各号（※）のいずれかに該当する者であつて、都道府県が行う研修を修了したものでなければならぬ

※保育士、社会福祉士、一定期間従事した者、等

例1

児童クラブが教育委員会と同じ建物内にあるなど、**児童クラブの求めに応じ、教員などが直ちに駆けつけることができる**

例2

児童クラブを併設している小学校に地域の多様な人材が数多く関わっており、**複数の目で子どもを見守ることができる**

例3

認定資格研修受講者と同程度以上の方が存在する
(学校支援ボランティアとして地域の子どもたちと长年関わってきた方など)

安全性の確保

質の確保

→こうした取組は、「安全性」と「質」を確保したうえで量の拡大を図る手段として有効。

→地域の実情に応じた多様な方法が考えられ、「基準」を限定的に列挙するより、参酌化が望ましい。

「従うべき基準」の参酌化により地方の裁量の拡大を図ること！



- ◎ 量の拡大と質の確保を目指す方向は、国・地方も同じ。安全面や質の確保は地方の責任においてしっかり取り組む。
- ◎ 国は、「参酌化すべき基準」やガイドラインにより、望ましい方向性を示すことで足り、地方が自らの責任において、条例で規定することにより子どもの安全やサービスの質を確保できる。

高知県内の市町村が想定する安全面や質の確保のための具体策（各市町村の意見）

- 市町村独自で支援員等に対する研修機会を増やし、人材を育成する。
- 一つの建物に2つの支援単位が入っている場合、認定資格者1名と補助員3名の体制とする等、人員配置を工夫する。併せて市町村独自の研修体制を確立し補助員のスキルアップにつなげていく。
- 支援員と兼務補助員の体制から補助員3人体制にする等、児童を見守る目を増やすことにより、認定資格者の不在を補える体制を構築。
- 近隣にある保育所・小学校・教育委員会との連携を今以上に強化し、放課後児童クラブへのバックアップ体制を構築するとともに、市町村独自で補助員に対する研修体制を確立する。
- 市全体の児童クラブの運営を支える協議会等を立ち上げ、組織的に運営をバックアップさせていく。



高知県「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」にかかる市町村ヒアリング調査（平成30年4月実施）より

条例規定（含 ガイドライン）のイメージ（一例）

- ◎ 放課後児童支援員の資格要件 … 「認定資格研修の他、県又は市町村が実施する資質向上研修を事業従事後●年以内に受講することにより資格要件を満たすこととする。」
- ◎ 放課後児童支援員の配置要件 … 「特例として、中規模の支援の単位においては、支援員等の兼務を可能とする。」「小規模の支援の単位においては、複数の補助員の配置での運営を可能とする。」「この場合は、近隣の保育所及び小学校並びに公的施設との連携体制を構築し、児童の安全確保策を講ずること。」